

定 款

(平成28年 4 月14日)

公 益 社 団 法 人
神 奈 川 県 農 業 公 社

公益社団法人 神奈川県農業公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県農業公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、農用地利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上及び経営の安定を図ることにより、神奈川県における都市農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 農用地利用の効率化及び高度化の促進に関する事業
- (2) その他公社の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 公社の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 社員

(社員)

第6条 公社の社員は、公社の目的に賛同して加入した神奈川県、神奈川県内の市町村、農林業団体等及び神奈川県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(加入)

第7条 公社の社員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 公社は、事業に必要な経費にあてるため社員に対し負担金を賦課することができる。

2 前項の負担金の額及びその徴収の方法は、総会において定める。

3 社員は、負担金の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 社員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、公社に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(退社)

第10条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が議決されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総社員の10分の1以上の社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長に対しあったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第113条第1項の規定による役員等の責任の一部免除

(4) 他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(5) 定款の変更

(6) 解散

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使するこ

とができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。
(議決権の代理行使)

第20条 社員は、あらかじめ通知された事項について、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
(報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。
(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長及びその社員総会に出席した社員のうちから選出された議事録記名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、公社の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、公社の業務を分担執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務

執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、公社の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、再任されることができる。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(会長の職務)

第28条 諸規程(一般社団・財団法人法第90条第4項第5号に規定する規程及び本定款の定めにより定める規程を除く。)の制定及び改廃は、会長が定める。

2 前項の規定により規程を定めたときは、理事会へ報告するものとする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

2 理事及び監事の報酬等に関しその他必要な事項は、社員総会で定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成)

第31条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 公社の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する

3 臨時理事会は、次の各号のいずれか該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることは出来ない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異義を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知

したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第41条 会社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、会社の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第42条 会社の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 会社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 前3号に関する附属明細書

(5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する

ものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく神奈川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 公社は、社員総会の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 公社が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 会社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 社員名簿（及び社員の異動に関する書類）
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第53条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 会社は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第54条 会社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める個人情報保護規程によるものとする。

(公告の方法)

第55条 会社の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示し

て行なう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川新聞に掲載する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 会社の最初の会長は次山敏治とし、副会長は高桑光雄と中村智樹とし、専務理事は廣庭勝己とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成26年6月16日認可、平成26年7月1日指定)

変更後の定款は行政庁からこの変更にかかる変更の認可を受けた日から施行する。ただし、第3条第1項及び第4条第1項第1号は行政庁からこの変更にかかる変更の認可を受けた日、又はこの法人が県知事から農地中間管理機構の指定を受けた日、のいずれかの遅い日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年4月14日から施行する。